

伊達駅なかプラザ管理運営者の募集要項

第1 貸付物件の概要

1 建物等の概要

所在 伊達市細谷 12 伊達駅構内「伊達駅なかプラザ」

貸付面積 117.5 m² (1F 多目的ホール 80 m²、1F バックヤード 24 m²、2F 休憩室 13.5 m²)

2 貸付期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 (契約更新可)

第2 貸付けの条件

1 貸付物件

現状 (工作物等を含む。) のまま借受者に貸付けます。内装外装の変更は認めません。

2 貸付料金

25,000 円/月 (ただし、内容に応じてして特に必要と認めるときは、減額または免除とする)

3 貸付期間

貸付期間は1年間とします。ただし、期間満了後も継続して貸付けを希望する場合、協議のうえ契約期間を延長することも可能とします。

4 その他の条件

- ・市民の交流や観光情報等の市の情報を提供すること。
- ・ワークブースの貸し出し等の管理を行うこと。
- ・光熱水費等をはじめ運営に係る経費は全て借受人の負担とする。
- ・公序良俗に反する使用の禁止。
- ・風俗営業等の禁止。
- ・第三者に対する賃貸等の禁止。

5 契約の解除

次の項目に該当する場合は、社団はこの契約を解除することができます。この場合において借受者に損害が生じても、借受者は社団に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできません。

ア 借受者が契約に定める義務に違反したとき。

イ 法令の変更、天災及びその他社団又は借受者の責めに帰すことのできない事由により、貸付物件が使用できなくなったとき。

第3 応募に関する事項

1 応募者の資格

事業を通じて市民の交流を促進することや地域活性化に寄与できる団体及び個人。

2 提案の条件

- ・具体的な計画を伴った実現可能な事業であること。
- ・地域コミュニティの活性化に寄与することが期待できる事業であること。
- ・関係法令等を遵守した事業であること。
- ・政治活動や宗教活動を行わない事業であること。

3 貸付物件の利活用については、次の事項に留意してください。

- (1) 貸付物件は地域を代表する施設であるため、善良な管理者の注意をもって「秩序ある管理運営」を確保するものとします。
- (2) 貸付物件は一括で貸付けることとし、一部のみを貸付けることはありません。
- (3) 貸付物件の現状を変更することはできません。

4 応募書類

応募者は次のとおり提出書類を A 4 版で作成して提出してください。

- ・ 申込書兼事業計画書
- ・ 役員一覧（法人・団体の場合）
- ・ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人・団体の場合）
- ・ 定款又は寄付行為（原本証明が必要）（法人・団体の場合）
- ・ 直近 3 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、事業報告書等）（法人・団体の場合）
- ・ 納税証明書（過去 3 ヶ年分）
- ・ その他必要に応じた資料

5 申込に関する事項

申込期間 令和 6 年 1 月 2 2 日～令和 6 年 2 月 2 9 日
午前 9 時から午後 5 時まで※ただし日曜日及び国民の祝日を除きます。

受付場所 一般社団法人まちづくり伊達
伊達市右城 25 番地 3
電話/FAX 024-573-2232
E-mail bunkiten@galaxy.ocn.ne.jp

令和6年 月 日

一般社団法人まちづくり伊達 代表理事様

団体名

所在地

申込書兼事業計画書

伊達駅なかプラザ管理運営について取り組みたいので、下記の事業計画のとおり申し込みます。

事業内容	
市民の交流	
市情報の提供	
市への貢献策	
営業日（時間）	
その他	

担当者氏名

電話番号

e-mail

記入例

令和6年 ●月 ●日

一般社団法人まちづくり伊達 代表理事様

団体名 NPO 法人町わいわい創造

代表 ○△ ◇□ ㊞

所在地 伊達市右城 2500-12

申込書兼事業計画書

伊達駅なかプラザ管理運営について取り組みたいので、下記の事業計画のとおり申し込みます。

事業内容	地場製品の紹介と販売 住民を対象とした手芸やモノづくりのワークショップの開催 等を 具体的に記載してください。
市民の交流	無償で使えるフリースペースを設けて住民や団体に貸し出す
市情報の提供	市をはじめ近隣自治体や団体等の観光パンフ等を配布する
市への貢献策	簡単な問い合わせに対応できるように○●を行う
営業日（時間）	火・水・金・土・日（祝日は休み） 11：00～17：00 （臨時に閉店及び営業時間を変更する場合あり）
その他	年に数回程度、○●イベント等を開催して賑わいを創出します。

担当者氏名 伊達 太郎

電話番号

e-mail